

- ▽入居時に家賃3ヶ月分の敷金
- 申込方法 建設デザイン課・内子分庁・小田支所にある申込書を提出してください。
- 申込期限 2月25日(水)
- その他



高校生年代までの子どもを養育する人へ

物価高対応 子育て応援手当を支給します

物価高騰の影響を特に大きく受ける子育て世帯を支援するため、児童手当の受給者に「子育て応援手当」を支給します。

- 支給対象者 次の子どもを養育する保護者
 - ▷令和7年9月分の児童手当の対象児童
 - ▷令和7年10月1日～8年3月31日に生まれた児童
- 支給額 対象児童1人につき2万円

※支給は1回限りです。児童手当を増額するものではありません。
- 支給時期 8年3月上旬から
- 支給方法 原則として申請は不要です。児童手当の受給口座に振り込みます。

※受給口座を解約・変更した場合は振り込みができません。担当課へご連絡ください。

- ※次的人は申請が必要です。
- ▷公務員(所属庁から児童手当を受給している場合)
 - ▷10月1日以降に離婚したか離婚調停中で、児童手当の手続きが必要となった人

ID 145268

《制度に関する問い合わせ》

○こども家庭庁コールセンター

☎ 0120(252)071

【申請・問い合わせ】

こども支援課 児童福祉係

☎ 0893(23)9255

町営住宅の入居者を募集します

●住宅の規格・家賃など

《高岡団地》 2024年

- ▽住所 内子2602番地
- ▽構造 中層耐火4階・S50建
- ▽面積他 47・4m², 2DK
- ▽家賃(月額) 1万1700円
- ※駐車場なし

《土居第1団地》 104号

- ▽住所 内子3590番地
- ▽構造 中層耐火3階・H9建
- ▽面積他 74・7m², 3LDK
- ▽家賃(月額) 2万4600円
- ※駐車場なし

《堂の浦1団地》 176号

- ▽住所 上田渡295番地
- ▽構造 木造2階・H4建
- ▽面積他 68・85m², 3DK
- ▽家賃(月額) 1万3400円
- ※駐車場あり(無料)

《共通事項》

●入居資格

- 住宅に困窮して月額所得が15万8000円以下の人。同居中または同居しようとする親族がある人

●申込方法

- 建設デザイン課・内子分庁・小田支所にある申込書を提出してください。

●申込期限

- 2月25日(水)

▽家賃は入居者の収入により決定します。

が必要です。



- 急な川の流れの変化に注意 龍宮堰の堰下げをします
- 次の日程で龍宮堰を倒します。堰下げ後は川の流れが速くなり危険です。作業時は川に近づかないでください。
- 日時 2月28日(土)午前9時～午後4時
- ※天候によって終了時間は異なります。

- 【問い合わせ】
五十崎土地改良区事務局(内子町役場農林振興課内)
☎ 0893(44)2123
- 場所 龍宮堰(五十崎風博物館付近にある堰)

- 「ドイツフェスタ2026」で飲食物を提供する出店者を募集します。
- 開催日時 5月9日(土)午前11時～午後4時
- 場所 内の子広場
- 出店条件 町内の事業者で、ドイツを感じさせる飲食物を

- 【申込・問い合わせ】
町並・地域振興課 商工観光班
☎ 0893(44)2118
✉ machinami-g@town.uchiko.ehime.jp



ドイツ一色の日を、一緒に盛り上げよう

○「ドイツフェスタ」の出店者を募集中

1品以上提供できること
シユレス決済

販売方法 現金またはキャ

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

1品以上提供できること
シユレス決済

販売手数料 売上金の10%

申込方法 内子町ホームペー

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

1品以上提供できること
シユレス決済

販売方法 現金またはキャ

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

1品以上提供できること
シユレス決済

販売手数料 売上金の10%

申込方法 内子町ホームペー

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

1品以上提供できること
シユレス決済

販売手数料 売上金の10%

申込方法 内子町ホームペー

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

1品以上提供できること
シユレス決済

販売手数料 売上金の10%

申込方法 内子町ホームペー

ジにある出店申込書に記入し

て提出してください。

●○出店者の決定 申込内容を審査後、出店の可否を連絡します。

断りする場合もあります。店舗数に限りがあります。

●○申込期限 2月27日(金)

コラム*ねんきん瓦版

未納期間がある人は「任意加入制度」将来、受け取る年金額を増やせます

老齢基礎年金は20～60歳の間、国民年金保険料を納めると満額受給できます。未加入の期間や保険料の未納期間がある人は年金が減額されますが、「任意加入制度」を利用すれば、65歳から受け取る年金額を増やすことができます。

納めた保険料は社会保険料控除の対象で、所得税や住民税が軽減されます。また一定の要件を満たせば、任意加入期間中に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる場合があります。

●受け取れる年金額の例

60～65歳の5年間任意加入した場合、年金を65歳から11年以上受け取れば、支払った保険料よりも受け取る額が多くなります。

▷保険料納付額 105万600円

▷年金の受け取り期間／増加額(例)

・65～75歳(10年間)／約103万9,000円

・65～80歳(15年間)／約155万9,000円

●任意加入の条件

▷日本国内に住む 60歳以上 65歳未満で、保険料の納付月数が480月未満の人

▷年金の受給資格期間(10年)を満たしていない 65歳以上 70歳未満の人

▷外国に住む日本人で 20歳以上 65歳未満の人

※老齢基礎年金を繰り上げ受給している人や、厚生年金の加入者は任意加入できません。

●手続き方法 内子町役場または年金事務所に、次の書類を持参して手続きをしてください。

▷本人確認書類(マイナンバーカードなど)

▷預貯金などの通帳と届出印

【問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎ 089(925)5105

○住民課 国民年金係

☎ 0893(44)6152

火災を防ぐのは、私たち一人一人の「心構え」

その火、「うちは大丈夫」と言いますか

年末年始、町内で建物火災が発生しました。幸いにも発見・初期消火が早かったため、延焼は防ぐことができましたが、大規模な林野火災につながることも十分に考えられる状況でした。

火災は全国で多発しています。原因の多くは、たき火やたばこの不始末などの人為的なものです。冬場は空気が乾燥するため、小さな火種でもすぐ燃え移り、一気に拡大します。火の取り扱いには、常に細心の注意を払ってください。

《林野火災注意報・林野火災警報について》

8年1月から「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まりました。空気が乾燥し、火災が発生すると大規模化する危険性が高い気象状況のときに発表されます。

林野火災警報が出たら、屋外での火の使用が制限されます。違反した場合は30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。発表時は、たき火などは絶対にしないでください。

《注意報・警報の発表基準》

◆林野火災注意報◆

①前日までの3日間の合計降水量が1㍉以下で、前日までの30日間の合計降水量が30㍉以下のとき

②前日までの3日間の合計降水量が1㍉以下で、乾燥注意報が発表されたとき

◆林野火災警報◆

林野火災注意報に加えて、強風注意報が発表されたとき

《たき火をするときは届け出が必要です》

農林業に関わる野焼き・たき火などをするときは、「火災とまぎらわしい行為や火災を発する恐れのある行為」として、消防署への届け出が必要です。必ず消火の準備をして、火が完全に消えるまで離れずに、十分に注意して行ってください。

詳しくは大洲地区広域消防事務組合のホームページをご覧ください▶

【問い合わせ】内子消防署 ☎0893(43)0119

Information

- 学び続けることで差別のないまちをつくるう「内子町人権・同和教育研究大会」
- 「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちづくり・人づくり」をテーマに研究大会を開きます。
- 日時 3月7日（土）午前9時～11時40分
- 場所 文化交流センタースバル
- 内容
- △人権作文の発表
 - △内子高等学校小田分校の発表
 - ▽講演『へこたれへん（人はきっとつながれる）』／講師 松村智広さん（みえ人権教育啓発研究会 代表）
- 【申込・問い合わせ】内子町人権教育協議会事務局（内子町教育委員会・自治・学習課内）
- TEL 0893(44)2114
FAX 0893(44)6137
✉ gakusyujichi-s@town.uchiko.ehime.jp

- やさしい人権講座
- 日時 2月19日（木）午後7時～
- 演題／講師 『みんなの幸せを目指して』／大島進さん（砥部町教育委員会社会教育課）
- 参加費 無料
- わいわい喫茶
- 日時 3月2日（月）午後1時～4時30分
- 参加費 無料
- うちこ人権映画祭
- 日時 3月11日（水）午後2時～
- 入場料 無料
- 【申込・問い合わせ】うちこ福祉館
- ☎ 0893(44)3410

○うちこ福祉館事業のお知らせ

- ①午後2時～（内子中3年生、一般10人程度）

- ②午後7時～（一般）

- 作品／内容 『マイスマールランド』／在日クルド人の少女が在留資格を失ったことを機に、自身の居場所に葛藤する姿を描いたドラマです。

- 作品／内容 『マイスマールランド』／在日クルド人の少女が在留資格を失ったことを機に、自身の居場所に葛藤する姿を描いたドラマです。

8年4月から始まります / こども誰でも通園制度

- 子どもの成長と、子育て家庭の多様なライフスタイルの実現を支援するために、毎月一定時間まで保育所を利用できる「こども誰でも通園制度」を8年4月から開始します。
- 対象児童 保育園などに在籍していない、0歳6カ月～満3歳未満の子
- 利用開始時期 8年4月1日（水）～
- 実施施設 五十崎こども園、子育て支援センター
- 利用時間 1カ月当たり10時間まで



- 利用料金 1時間300円程度
- 申請～利用の流れ
- 所定の様式に記入して、こども支援課に提出する
 - 認定された利用者に「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントを発行
 - システムの利用登録をして、施設に面談予約をする
 - 利用施設で初回面談
- 申請受付開始 8年4月1日（水）

詳しくはこちらから
リーフレットをご覧ください▶



- 【申請・問い合わせ】
こども支援課 児童福祉係
☎ 0893(23)9255

